

正しく分別・処理していますか？

すべての排出事業者には産業廃棄物の適正処理が義務付けられています。
事業所における現在の状況をチェックしましょう。

チェック内容	確認
産業廃棄物と一般廃棄物に分別・保管している。	適 ・ 否
産業廃棄物の種類または名称ごとに分別・保管している。	適 ・ 否
事業所内に産業廃棄物を保管する場合は、掲示板の設置、囲いの設置、周辺への飛散流出の防止対策を行っている。	適 ・ 否
委託する産業廃棄物の処理が、委託先の事業の範囲に含まれているか、許可証を見て確認している。	適 ・ 否
産業廃棄物処理について、収集運搬と処分をそれぞれの許可業者と書面にて委託契約を締結している。	適 ・ 否
委託契約書は法定記載事項が記載されている。 (産業廃棄物の種類及び数量、委託契約の有効期間、支払う料金など)	適 ・ 否
産業廃棄物の処理に関し、適正な対価を負担している。	適 ・ 否
委託契約書等を保存している。	適 ・ 否
委託契約書には契約業者の許可証の写し等が添付されている。	適 ・ 否
(紙マニフェストの場合) 産業廃棄物を引き渡す際に、マニフェストを交付している。	適 ・ 否
(紙マニフェストの場合) 戻ってきたマニフェストの写しにより、契約書どおりに運搬・処分が終了したか確認している。	適 ・ 否
(電子マニフェストの場合) 速やかに(廃棄物の引き渡し後3日以内)情報処理センターに登録している。	適 ・ 否
(電子マニフェストの場合) 情報処理センターからの通知により、契約書どおりに運搬・処分が終了したか確認している。	適 ・ 否
(紙マニフェストの場合) 交付したマニフェストの写し等を5年間保管している。	適 ・ 否
(紙マニフェストの場合) 毎年6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付状況報告書を提出している。	適 ・ 否